

栃木プライマリ・ケア研究会規約

[名称]

第1条 本会は栃木プライマリ・ケア研究会と称する。

[事務局]

第2条 事務局を自治医科大学地域医療学センター内に置く。

[目的]

第3条 本会は、プライマリ・ケアの実践および研究を通して地域医療の向上に努めるとともに、社会に向けてプライマリ・ケアへの理解を深める活動を行なうことを目的とする。

[事業]

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 勉強会、研究会等の開催
2. 研究活動
3. 各種文献の収集、紹介
4. 日本プライマリ・ケア連合学会並びに関係諸団体との協力と連携
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

[会員]

第5条

1. 本会は、栃木県に在住または在職する日本プライマリ・ケア連合学会会員、ならびに、これまで任意に（旧）栃木プライマリ・ケア研究会に参加していた非学会会員をもって基本組織とする。
2. 前項のほか、入会を希望するものは、役員の推薦により本会の会員になることができる。

[入退会]

第6条 本会への入会および退会は、所定の手続きにより行うものとする。

[経費]

第7条 本会の経費は、会費および寄付金等をもって支弁する。

[会員資格喪失]

第8条 会員は、次の場合にその資格を喪失する。

- 1 退会届が提出されたとき
- 2 会費の滞納が1年以上にわたるとき
- 3 本会の名誉を汚し、または本会の目的に反する行為があったとき
- 4 死亡したとき

[役員]

第9条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長	2名
幹事	若干名
監事	2名

[役員を選出]

第10条 本会の会長および監事は総会で選出される。他の役員は会長が指名する。

[役員の仕事]

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 副会長、幹事は会の企画、運営その他の会務の執行を補佐する。
- 4 監事はこの会の会計を監査する。

[役員任期]

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

[定期総会]

第13条 会長は、毎年1回定期総会を招集し、その議長となる。

[役員会]

第14条 会長は、随時役員会を招集し、会の運営にあたる。

[会計]

第15条 本会の会計は会費およびその他の収入によって運営する。会費は別途定める。

第16条 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌6月30日に終わる。

[規約変更]

第17条 本規約の変更は総会において決定する。

附則

1. 本規約は平成22年7月1日から施行する。
2. 第1回の役員任期は、平成24年6月30日までとする。

細則

第1条 会費は一人あたり年額 3,000円とする。学生は1,000円とする。

第2条 学術集会および研究会等の開催については、別会計とする。